

令和5年12月20日

市内小・中学校保護者 様

## 自転車用ヘルメットの購入費補助金のお知らせ

飯能市では、小中学生と高齢者の自転車用ヘルメットの着用を促進し、交通事故による被害軽減を目的として、ヘルメットの購入に要する費用の一部を補助します。

令和5年10月1日以降に購入した新品のヘルメットが対象になります。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

### 補助対象者

小学生、中学生または65歳以上の方（ヘルメットの購入日及び補助金の申請をする日において市内在住であること）

申請は、本人（未成年者を除く）又は小学生、中学生の保護者

### 補助金額

自転車用ヘルメットの購入金額の2分の1の額（100円未満切り捨て）で、2,000円を上限とします。

自転車用ヘルメットの使用者1人につき、1個1回限り

申請方法、補助対象となるヘルメットについては、市ホームページでご確認ください。

飯能市ホームページ>自転車用ヘルメット購入費補助金

[https://www.city.hanno.lg.jp/kurashi\\_seikatsukankyo/anzen\\_bohan/2/8455.html](https://www.city.hanno.lg.jp/kurashi_seikatsukankyo/anzen_bohan/2/8455.html)

※予算に達し次第終了となります。

### 問い合わせ先

飯能市役所 生活安全課

〒357-8501 埼玉県飯能市双柳 1-1

電話番号：042-973-2126（課直通）

ファクス番号：042-972-8455